弁理士試験制度の概要

一般受験者

短答式試験

必須	著作権法 不正競争防止法 工業所有権（特許、実用新案、意匠、商標）に関する法令 工業所有権に関する条約

合格者 →

論文式試験

必須	特許法＋実用新案法、意匠法、商標法
1科目選択（免除あり）	地球工学 機械工学 物理工学 情報通信工学 応用化学 バイオテクノロジー 弁理士の業務に関する法律

合格者 →

口述式試験

必須	特許法＋実用新案法、意匠法、商標法

合格者 →

合格

＊選択科目免除者とは、選択科目に対応する分野で博士又は修士の学位を取得した者、又は、技術士、司法書士、行政書士、一級建築士、薬剤師、電気主任技術者（Ⅰ種、Ⅱ種）、電気通信主任技術者、情報処理技術者、司法試験第2次試験合格者の資格をもつ者をいう。

工業所有権法免除者

短答式試験

必須	著作権法 不正競争防止法

＊工業所有権法免除者とは、特許庁において、審判又は審査の事務に従事した期間が通算して5年以上になる者をいう。

合格者 →

論文式試験

1科目選択（免除あり）	地球工学 機械工学 物理工学 情報通信工学 応用化学 バイオテクノロジー 弁理士の業務に関する法律

合格者、免除者 →

筆記試験免除者

→

＊筆記試験免除者とは、前回の試験における口述試験不合格者をいう。

口述式試験

必須	特許法＋実用新案法、意匠法、商標法

合格者 →

合格